

奈良県教育委員会教育長訓令第七号

県立学校

学校以外の教育機関

奈良県教職員公舎管理規程（昭和四十七年三月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第一号様式から第四号様式までの規定中「~~ア~~」を「~~ア~~」に改める。